

(3) 火災予防業務の充実・強化

① 予防業務担当者の専任化

火災を予防することは、消防にとって重要な業務のひとつです。

広域化により予防業務担当者を専任化することができ、管轄内の様々な施設に対して立入検査を実施することが可能となりました。現在は、防火管理上の不備や消防用設備等の未設置など、消防法令違反に対しても、より迅速な対応が可能となり、違反是正が進んでいます。



② 消防隊等による警防査察の充実

消防隊等による立入検査（警防査察）を推進するため、予防担当者が署員に対して立入検査に関する研修を実施し、幅広く人材育成を行っています。

これにより、消防隊等による立入検査が可能となり、より多くの防火対象物への立入検査が実施でき、火災予防業務の充実強化が図れています。

